

## 総務省特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況（平成 27 年度）

総務省では、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間の計画期間とする「総務省特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、平成 27 年度における実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、平成 28 年度以降は、子どもを健全に育成するための職場環境の整備が職員のワークライフバランスの実現に資するという点から、「総務省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づいて一体的に取組を推進することが適当と考えられるため、同計画を「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」として位置付け、実施状況を公表する予定です。

### 1 妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇の取得状況

目標：平成 32 年度までに、妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、5 日間以上の休暇取得率を 100% とすること

平成 27 年度中に子供が生まれた男性職員数（A）	91 名
うち、いずれかの休暇を取得したもの	67 名
うち、取得日数 5 日以上（B）	14 名
うち、取得日数 5 日未満	53 名

5 日間以上の休暇取得率：(B) / (A) = 15.4%

### 2 男性職員の育児休業の取得状況

目標：平成 32 年度までに、男性職員の育児休業の取得率を 13% とすること

平成 27 年度中に子供が生まれた男性職員数（A）	91 名
平成 27 年度新規育児休業取得男性職員数（B）	8 名

男性職員の育児休業取得率：(B) / (A) = 8.8%

### 3 年次休暇の取得状況

目標：平成 32 年までに、年次休暇取得日数を平均 15 日以上とすること

平成 27 年における年次休暇取得日数の平均 = 13.5 日